

証券取引約款

第 1 章 総 則

(この約款の趣旨)

第 1 条 この約款は、振替有価証券の取引、投資信託受益権の累積投資取引および積立投資信託取引（以下「投資信託定時定額購入サービス」といいます。）またはそれらを組み合わせた取引やサービス等（以下「総合取引」といいます。）について、お客さまと株式会社荘内銀行（以下「当行」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

2 「累積投資約款」、「特定口座取引約款」、「非課税上場株式等管理に関する約款」、「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」、「受益証券保護預り約款」、「外国証券取引口座約款」、「電子交付サービス取扱規定」および各預金規定に別段の定めがあるときは、当該約款および規定の定めるところにより取扱います。

(総合取引の利用)

第 2 条 お客さまは、この約款に基づいて次の各号に掲げる取引、サービスをご利用いただけます。

- ① 第 5 章に定める振替有価証券の取引
- ② 第 6 章に定める投資信託受益権の累積投資取引
- ③ 第 7 章に定める投資信託定時定額購入サービス
- ④ 第 8 章に定める投信ダイレクト取引サービス

(自己責任の原則)

第 3 条 有価証券等の取引は、契約締結前交付書面、目論見書等およびこの約款の内容を十分にご理解いただき、お客さま自らの判断と責任において行ってください。

第 2 章 お申込方法等

(本人確認について)

第 4 条 当行は、お客さまが有価証券等の取引に関する口座を開設される際、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」といいます。）および同法施行令・施行規則の規定に従い、本人確認を行わせていただきます。

(反社会的勢力でないことの表明・確約)

第 5 条 お客さまは、あらかじめ当行所定の方法により、現在、第 1 号のイからへのいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。また、自らまたは第三者を利用して第 2 号のイからホに該当する行為を行わないことの確約をしていただきます。

①現在かつ将来にわたり次のイからへに該当しないことの表明・確約

- イ. 暴力団
- ロ. 暴力団員
- ハ. 暴力団準構成員
- ニ. 暴力団関係企業
- ホ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- ヘ. その他イからホに準ずる者

②自らまたは第三者を利用して次のイからホに該当する行為を行わないことの確約

- イ. 暴力的な要求行為
- ロ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ハ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ニ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- ホ. その他イからニに準ずる行為

（個人番号の届出および番号確認）

第 6 条 お客さまには、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）、所得税法、租税特別措置法その他の関係法令等の規定に従い、お客さまが有価証券等の取引に関する口座（以下「証券取引口座」といいます。）を開設されるとき、個人番号が初めて通知されたときその他関係法令等が定める場合に、お客さまの個人番号を当行に届け出ていただきます。

2 当行は、番号法、所得税法、租税特別措置法その他関係法令等に従い、お客さまから届け出ていただいた個人番号の確認をさせていただきます。

（お申込の手続き）

第 7 条 お客さまは、証券取引口座を開設されるとき、当行所定の証券取引申込書に必要事項を記入し、お届出印を押印のうえ、これを当行の本店または支店（以下「取引店」といいます。）に提出することによって申し込むものとします。その際、お客さまは、住民票の写し、戸籍抄本、印鑑証明書そのほか必要と認める書類などをご提出または個人番号カードをご提示いただき、ご氏名、生年月日、ご住所および個人番号の確認を受けていただくものとし、当行が承諾した場合に限り証券取引口座を開設いたします。

2 前項の申込みにあたっては、振替決済口座の開設も併せて申し込むものとします。

（指定預金口座）

第 8 条 お客さまが取引店にてお申込みをされる場合には、お客さまの振替決済口座でのすべての有価証券の取引（以下「この取引」といいます。）により当行がお客さまにお支払いする金銭を入金するための預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）をあらかじめ開設していただきます。原則としてお取引店のお客さま名義の普通預金口座または当座預金口座とします。

2 お客さまは、指定預金口座に使用している印鑑をこの取引に使用する印鑑（以下「お届出印」といいます。）とします。

（総合取引の謝絶）

第 9 条 お客さまが第 5 条第 1 号のイからへ、第 2 号のイからホのいずれかに該当する場合には、当行はこの約款に定める総合取引をお断りするものとします。

2 第 6 条の個人番号をお客さまより告知していただけない場合は、証券取引口座の開設をお断りするものとします。

（取扱商品）

第 10 条 お客さまが取引できる商品は、当行が定める商品（以下「取扱商品」といいます。）とします。取扱商品以外の商品の取引は一切できません。

（振込先指定方式）

第 11 条 有価証券の解約代金、買取代金、利金、分配金および償還金等については、当該金額より所定の手数料、税金および諸費用等を差引いたうえ、この約款ならびに取扱商品の約款に別段の定めがないかぎり、指定預金口座に入金します。これを振込先指定方式といいます。

（口座開設後の確認）

第 12 条 当行は、次の各号のいずれかに該当すると判断したときその他当行が必要と判断したときに、お客さまおよびその関係者の方に対して、面談等の当行所定の方法により確認を行うものとします。

- ①お客さまの口座が犯罪に利用されている可能性が生じた場合
- ②お取引またはサービスの利用が口座名義人ご本人によるものでないことに疑義が生じた場合
- ③お客さまの届出事項を最新の内容に保つために確認が必要である場合

第 3 章 注文の受付

（法令・諸規則の遵守）

第 13 条 当行は、お客さまから有価証券の売買等のご注文をお受けする際には、金融商品取引法その他関係法令、日本証券業協会の定める規則に従い、ご注文をお受けするものとします。

(預り金について)

第 14 条 当行は、この約款に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

(注 文)

第 15 条 証券取引口座の開設後、お客さまが取扱商品の買付もしくは解約の注文を行うときは、ご氏名、年月日、取扱商品名、買付または解約の別、数量、金額等、一般口座もしくは特定口座または非課税口座の別の必要事項を漏れなく当行所定の申込書に明確に記入し、お届出印を押印してください。

2 買付および解約の注文の単位については、当行が別途定めるところによるものとします。

3 注文の当行受付時限については、当行が別途定めるものとします。ただし、やむをえない事由がある場合には、お客さまの同意を得て申込日の翌営業日以後に注文することがあります。

(注文の受付の停止)

第 16 条 次の各号の事由があるときは、買付または解約の注文の受付を一時停止することができるものとします。

①災害、事変等、不可抗力と認められる事由により、当行が受付を行うことができない場合

②当行がやむをえない事情により受付を停止せざるを得ないと判断した場合

③投資信託受益権については、投信委託会社の都合および当該投資信託約款に基づき、その設定または解約を停止した場合

第 4 章 連絡・報告

(取引報告書)

第 17 条 当行は、お客さまからご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、当行は遅滞なくお客さまへ取引報告書（契約締結時交付書面）を交付します（郵送または電子的な方法による場合を含みます。次条において同じ。）。

2 当行は、第 6 章で定める投資信託受益権の累積投資に係る定型のご購入および第 7 章で定める投資信託定時定額購入サービスでのご購入については、金融商品取引法の規定に従い、次条の取引残高報告書をもって取引報告書に代えることがあります。

(取引残高報告書および運用報告書)

第 18 条 当行は、四半期に 1 回以上、期間内における有価証券のお取引の内容とお取引をいただいた後の残高を記載した取引残高報告書（「残高照合通知書」を兼ねています。以下同じ）を送付いたします。また、振替決済口座に振替有価証券の残高はあるが 1 年以上お取引がない場合には、1 年に 1 回以上送付します。

2 取引残高報告書の記載内容にご不審な点があるときは、速やかに当行の管理部署の責任者に直接ご連絡ください。取引残高報告書の到着後、15 日以内にご連絡がなかった場合、当行は、その記載事項のすべてについて承諾いただいたものとして取り扱わせていただきます。

3 投信委託会社から、当該取扱商品の投資信託約款または目論見書にしたがって発行される運用にかかる報告書等を受領したときは、遅滞なくお客さまの届出の住所にあてて送付します。

(その他の連絡事項)

第 19 条 当行は、第 21 条に定める振替有価証券等について、最終償還期限（償還期限がある場合とします。）をお客さまにお知らせします。

(報告および連絡に関する取扱い)

第 20 条 当行からの報告書や連絡の内容その他お取引に係る事項にご不審な点があるときは、管理部署の責任者に直接ご連絡ください。

2 ご連絡内容を明確にするため、お客さまとの通話を録音することがあります。

第 5 章 振替有価証券の取引

(定 義)

第 21 条 振替有価証券とは、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「振替法」といいます。)に基づく有価証券をいいます。

2 振替機関とは、振替法の定めるところにより国債(以下「振替国債」といいます。)は日本銀行、一般債(以下「振替一般債」といいます。)および投資信託受益権(この章において以下「振替投信」といいます。)については、株式会社証券保管機構(以下「機構」といいます。)を指します。

(振替決済口座)

第 22 条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。

2 振替決済口座には、振替機関が定めるところにより、振替国債については、種別および内訳区分、振替一般債、振替投信については、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替有価証券の記載または記録をする内訳区分(以下「質権欄」といいます。)と、それ以外の振替有価証券の記載または記録をする内訳区分(以下「保有欄」といいます。)を別に設けて開設します。

3 当行は、お客さまが振替有価証券についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。

4 当行は、機構において取扱う振替一般債、振替投信のうち、当行が定める銘柄を除き取扱いを行いません。

5 当行は、当行における振替一般債および振替投信の取扱いについて、お客さまからお問い合わせがあった場合には、お客さまに取扱いの可否を通知します。

(振替の申請)

第 23 条 お客さまは、振替決済口座に記載または記録されている振替有価証券について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

- ①差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
 - ②法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他振替機関が定めるもの
 - ③振替機関の定める振替制限日を振替日とするもの
 - ④振替一般債の償還期日または繰上償還期日において振替を行うもの
 - ⑤振替一般債の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日または利子支払期日の前営業日において振替を行うもの
 - ⑥振替投信の分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの(当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)
 - ⑦振替投信の償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間(以下「振替停止期間」といいます。)中の営業日において振替を行うもの(当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)
 - ⑧振替投信の償還日翌営業日において振替を行うもの(振替を行おうとする日の前営業日以前に当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)
 - ⑨振替投信の販社外振替(振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。)を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの
 - イ. 分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日(振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。)
 - ロ. 分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
 - ハ. 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日(当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)
 - ニ. 償還日前営業日(当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)
 - ホ. 償還日
 - ヘ. 償還日翌営業日
 - ⑩振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていないなどその他やむを得ない理由により、振替を受付けられないもの
- 2 お客さまが振替の申請を行うにあたっては、振替を行う日から当行が定める所定の日までに、次に掲げる事項を

当行所定の依頼書に記入の上、お届け印を押印してご提出ください。

- ①当該振替において減少および増加の記載または記録がされるべき振替有価証券の銘柄および数量
- ②お客さまの振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別
- ③振替先口座およびその直近上位機関の名称
- ④振替先口座において、増加の記載または記録されるのが、保有欄か質権欄かの別
- ⑤振替を行う日

- 3 前項第1号の数量は、振替機関が定める最低数量の整数倍（振替投信の場合は、証券取引約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が最低数量超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、第2項第4号については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。
- 5 当行に振替有価証券の買取りを請求される場合、前各項の手続きを待たずに振替有価証券の振替の申請があったものとして取り扱います。

（他の口座管理機関への振替）

第24条 当行は、お客さまからお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客さまから振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない、その他やむを得ない理由により、振替をできない場合、当行は振替の申し出を受け付けないことがあります。

（移管手数料）

第25条 お客さまのご依頼により、当行の口座から他の口座管理機関の口座へ振替の手続きを行う場合には、当行所定の手数料をいただく場合があります。

（質権の設定）

第26条 お客さまの振替有価証券について、質権を設定する場合は、当行が認めた場合に質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、振替機関が定めるところに従い、当行所定の手続による振替処理により行います。

（振替先口座等の照会）

- 第27条 当行は、お客さまから振替の申請を受けたときは、振替機関に対し、お客さまからの振替の申請において示された振替先口座に係る加入者情報が振替機関に登録されているか否かについての照会をすることがあります。
- 2 お客さまが振替有価証券の質入れまたは担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客さまから同意を得ているときは、当該口座管理機関は、振替機関に対し、振替元口座に係る加入者情報が振替機関に登録されているか否かについての照会をすることがあります。
- 3 お客さまが当行に対する振替有価証券の質入れまたは担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、当行がお客さまから同意を得ているときは、当行は、振替機関に対し、振替元口座に係る加入者情報が振替機関に登録されているか否かについての照会をすることがあります。

（抹消申請の委任）

第28条 振替決済口座に記載または記録されている振替有価証券について、償還、繰上償還、定時償還またはお客さまの請求による解約または買取が行われる場合には、当該振替有価証券について、お客さまから当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任されたものとし、当行は当該委任に基づき、お客さまに代わって手続きをいたします。

（償還金、解約金、利金および分配金の代理受領等）

- 第29条 お客さまは、お客さまの振替決済口座に記載または記録されている振替有価証券について、当行に対し、元利金の支払いの請求を委任するものとします。
- 2 お客さまの振替決済口座に記載または記録されている振替有価証券（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金および定時償還金を含みます。以下同じ。）、利金、解約金および分配金の支払いがあるときは、当行がお客さまに代わって支払者からこれを受領し、お客さまの指定預金口座へ入金します。

(当行の連帯保証義務)

第 30 条 振替機関が、振替法等に基づき、お客さま（振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

- ①振替有価証券の振替手続きを行った際、振替機関において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替有価証券の超過分（当該振替有価証券を取得した者でないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、利金および分配金の支払いをする義務
- ②その他、振替機関において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(緊急措置)

第 31 条 法令の定めるところにより振替有価証券の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

第 6 章 投資信託受益権の累積投資取引

(買付)

第 32 条 当行の選定した投資信託の中から（以下「累投適格投資信託」といいます。）、お客さまが指定された投資信託（以下「指定投資信託」といいます。）について、お客さまが指定投資信託の買付にあてるための払込金のほか、当行がお客さまに代わって受領する指定投資信託の分配金をお客さまによる指定投資信託の累積投資に係る口座（以下「累積投資口座」といいます。）に繰入れ、当該指定投資信託の買付を行います。

2 当行は、この章の規定および当該指定投資信託の目論見書等に記載されているとおり、遅滞なく買付を行います。

(分配金の再投資)

第 33 条 投資信託受益権の分配金は、お客さまに代わって当行が受領のうえ、その全額から所定の税金等を差し引いた後、お客さまの累積投資口座に繰入れ、当該投資信託の目論見書の定めに従い、同一種類の投資信託受益権の買付を無手数料で行います。なお、当行所定の手続きを行った場合は再投資を停止できるものとします。ただし、毎日決算を行う追加型公社債投資信託については、目論見書等に記載されている定めにより再投資を行い、再投資を停止することはできません。

2 前項の手続きにより再投資を停止した場合の分配金については、決算日から起算して、各投資信託の目論見書に記載されている換金代金の支払日に準じて指定預金口座に入金します。

(換金等)

第 34 条 当行は、お客さまから投資信託受益権の解約または買取に係る請求があった場合においても、目論見書記載の換金請求不可日にあたる場合は、当該請求の取扱いはできません。換金代金は、所定の手数料、税金および諸費用等を差し引いた残額を指定預金口座に入金します。

2 前項の請求は、目論見書等に記載されている方法に従ってこれを行います。

3 クローズド期間のある投資信託受益権の当該期間中の第 1 項の請求は、その投資信託の目論見書等の記載事由に該当する場合に限って請求できます。

4 投資信託受益権によっては、一人のお客さまが一日に第 1 項の請求ができる数量、あるいは請求の受付期間を制限しているものがあります。

第 7 章 投資信託定時定額購入サービス規定

(このサービスの内容)

第 35 条 このサービスは、毎月所定の口座引落日（ただし、該当日が銀行休業日の場合は翌営業日とします。）に、お客さまが指定する買付金額（以下「指定引落金額」といいます。）を指定預金口座から自動引落としし、投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）の買付をするものです。

2 指定引落金額は、当行が指定する金額以上で 1,000 円の整数倍の金額とします。また、増額月には当行が指定す

る金額以上で 1,000 円の整数倍の金額を増額月の指定引落金額とすることができます。ただし、1 銘柄につき 10 万円（増額月は 20 万円）を上限とする金額とします。

3 前項の自動引落しにあたっては、普通預金規定または当座預金規定にかかわらず、普通預金通帳および普通預金払戻請求書の提出または小切手の振出は不要とし、当行所定の方法で行います。

（買付銘柄の選定）

第 36 条 このサービスによって買付けできる投資信託は、当行が累投適格投資信託の中から選定する銘柄（以下、「選定銘柄」といいます。）とします。

2 お客さまは、選定銘柄の中から 1 以上の銘柄を指定（以下「指定銘柄」といいます。）し、買付申込みを行うものとします。

（申込方法）

第 37 条 お客さまは、当行所定の申込書に必要事項を記載のうえ、指定預金口座のお届出印を押印し提出することにより申し込むものとし、当行が承諾した場合にこのサービスを開始するものとします。

2 このサービスに利用にあたっては、指定銘柄の累積投資口座を開設するものとします。

（指定銘柄の買付）

第 38 条 投資信託の買付申込は指定引落日の翌々営業日に行います。翌々営業日が当該指定銘柄の目論見書上、買付申込が行えない日にあたる場合は、当該日以降で当該指定銘柄の買付申込が最初に可能となる銀行の営業日を買付申込日とします。

（手数料）

第 39 条 第 35 条第 2 項の指定引落金額には、当該指定銘柄の買付代金のほか当該指定銘柄に係るお申込手数料および消費税相当額を含みます。

（残高不足時の取扱）

第 40 条 このサービスにかかる自動引落しは、指定引落日における指定預金口座の残高が指定引落金額を下回らない場合に実施することとします。

2 前項における残高には、総合口座またはカードローン口座において当座貸越を利用できる範囲内の金額は含まないものとします。

3 指定引落日において指定預金口座の残高が指定引落金額に満たない場合は、当行はお客さまに通知することなく、その月の自動引落しを行いません。

4 複数の指定銘柄を選択されているお客さまの指定預金口座の残高がその指定引落金額の総額に満たない場合は、そのいずれの銘柄を買付けるかは当行の任意とします。

5 指定引落日当日における入金は、この規定に基づく指定引落金額として充当されない場合があります。

（このサービスの指定内容の変更）

第 41 条 指定引落日または指定引落金額等を変更する場合には、あらかじめ当行所定の書類により届け出てください。指定引落日を含む 3 営業日前までに届出がある場合は、次回の指定引落日から変更させていただくものとします。なお、内容によっては変更に応じられない場合もあります。

（選定銘柄の除外）

第 42 条 選定銘柄が以下の各号のいずれかに該当した場合、当行は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。

- ①当該選定銘柄が償還されることとなった場合もしくは償還された場合
- ②その他当行がやむを得ない事情により必要と認めた場合

（このサービス契約の解約）

第 43 条 第 59 条で定める事由のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にも、このサービスは解約されるものとします。

- ①お客さまから当行に対し、所定の書類により終了の申し出があったとき（振替日を含む3営業日前までに申し出がある場合は、次回の指定引落日に自動引落しを停止します。）。
- ②引き続き6ヶ月以上、第35条の規定に基づく自動引落しが行なわれないとき。

第8章 荘銀投信ダイレクト取引規定

（このサービスの内容）

第44条 投信ダイレクト取引サービスとは、お客さまがパーソナルコンピュータおよびスマートフォン（以下「端末」といいます。）を通じてインターネットにより投資信託受益権（以下、「受益権」といいます。）に関わる買付、解約等、ならびに定時定額購入サービスに関わる申込み、解除等の取引（以下「取引」といいます。）の手続きを行うサービスをいいます。

（利用対象者）

第45条 このサービスの利用対象は、次の各号の条件を満たすお客さまとします。

- ①日本国内に居住する個人のお客さま
- ②このサービスのお申込み時点で満20歳以上80歳未満のお客さま
- ③当行に普通預金口座（総合口座）をお持ちのお客さま
- ④当行に振替決済口座をお持ちのお客さま
- ⑤Eメールアドレスをお持ちのお客さま
- ⑥電子交付サービスをご利用できるお客さま
- ⑦当行がこのサービスの利用が適当であると認めたお客さま

（利用時間）

第46条 このサービスの利用時間は、当行が別途定めた時間内とします。ただし、当行は、取扱時間をお客さまに通知することなく変更する場合があります。また、取扱時間は取引により異なる場合があります。

2 前項の時間内にかかわらず、システムのメンテナンスやシステム障害の発生により、ご利用時間中であってもお客さまに通知することなく、このサービスの全部または一部のご利用を一時停止または中止することがあります。なお、利用時間は当行システムが保持する時刻を基準とします。

（利用限度額）

第47条 このサービスの利用限度額は、お客さまの指定預金口座の残高を上限とします。利用限度を超えた取引依頼については、当行は取引を行う義務を負いません。また、1日当たりの利用限度額は1億円を上限とします。なお、総合口座を指定預金口座として設定いただいている場合でも、買付金額の引落しの結果、お客さまの指定預金口座が貸越となる場合は引落しを行わないものとします。

2 指定預金口座からの引落しについては、普通預金規定にかかわらず、通帳・払戻請求書の提出を受けることなく、指定預金口座から引き落とすものとします。

（本人確認）

第48条 当行は、お客さまがこのサービスを申し込むことにより、お客さまご本人を確認するための「ログインID」と「初期パスワード」を記載した「インターネット投資信託パスワード発行のお知らせ」をお送りします。

2 初回ログインに際して、それ以降お客さまご本人であることを確認するための「パスワード」を端末の画面から変更するものとします。

3 このサービスでは、当行に登録されている「ログインID」および「パスワード」（以下、「本人確認情報」といいます。）とお客さまが端末の画面上に入力した本人確認情報の内容の一致により、次の各号の事項が確認できたものとして取扱います。

- ①お客さまの有効な意思による申込みであること。
- ②当行が受信した依頼内容が真正なものであること。

（本人確認情報の管理）

第49条 本人確認情報は、お客さま自身の責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示、譲渡および貸

与をしないものとします。

- 2 当行は、いかなる名目であってもこのサービスの本人確認情報を聴取等することはありません。また、公的機関を名乗る者による照会であっても、その正当性を確認した上で、お客さま自身の責任において回答される必要があります。
- 3 パスワードは、生年月日や電話番号、同一数字等他人から推測されやすい番号の指定をさげ、お客さまは、秘密保持の観点から一定期間毎または不定期に更新するものとします。
- 4 本人確認情報につき盗用または不正使用その他の恐れがある場合は、当行に直ちに連絡してください。この連絡を受けた場合は、直ちにこのサービスを停止します。なお、連絡前に生じた損害については、当行に過失のある場合を除き、当行は責任を負いません。また、お客さまがこのサービスの取扱いを再開する場合は、当行所定の手続きをとるものとします。
- 5 このサービスの利用について、誤った本人確認情報の入力が入行所定の回数を連続して行われた場合、その時点で当行はこのサービスの利用を停止します。お客さまがこのサービスの取扱いの再開を求める場合は、当行所定の手続きをとるものとします。

(取引の依頼)

第 50 条 このサービスによる取引の依頼は、前条に従った本人確認が終了後、お客さまが取引に必要な事項を当行所定の方法で当行に伝達することにより行うものとします。

- 2 第15条の規定にかかわらず、買付または解約の申込書の提出を受けることなく、投資信託の買付または解約を行うものとします。

(注文依頼の取消・変更)

第 51 条 注文依頼を受け付けた後の注文内容の変更はできないものとします。ただし、注文依頼の取消は、当行の注文処理開始前に限りお客さまは端末により所定の方法により取消することが可能です。処理開始後は端末による取消しは行えません。また、次の各号の場合は注文依頼が取消されたものとして取扱います。

- ①買付注文の処理時点で、指定預金口座の残高が買付金額に満たない場合。ただし、1日に複数の注文依頼があり、その総額が指定預金口座の残高を超える場合、そのいずれの処理を行うかは当行の任意とします。
- ②買付注文の処理時点で、指定預金口座、振替決済口座に支払停止の事由（口座の解約、差押など正当な事由による支払停止等）がある場合
- ③定時定額購入サービスにおいて当行が指定した銘柄および金額の条件を満たさない注文の依頼があった場合

(注文内容の確認)

第 52 条 注文処理後、お客さまはこのサービスを利用して電子交付された取引報告書により注文結果を確認するものとします。万一、注文内容に相違がある場合は、直ちにその旨を当行に連絡するものとします。

- 2 注文処理結果が依頼内容と相違する場合において、お客さまと当行の間で疑義が生じた場合は、当行のコンピュータに記録された内容を正当なものとして扱うものとします。

(通信経路における安全対策)

第 53 条 お客さまは、このサービスの利用に際し、インターネット等の通信経路の特性およびこのサービスで当行が講じる安全対策等について、了承しているものとみなします。

(このサービスの解約等)

第 54 条 第59条で定める事由によるほか、次の各号に該当するときはこのサービスを停止できるものとします。

- ①お客さまが当行所定の方法によりこのサービスの解約を申し出られたとき。
- ②「インターネット投資信託パスワード発行のお知らせ」が不着または受取拒否により返却されたとき。
- ③お客さまがこのサービスを利用されることが不適当と判断したとき。

第 9 章 雑則

(届出事項の変更)

第 55 条 ご氏名、ご住所、個人番号その他当行へのお申し出事項およびお届け出印の変更（印章紛失によるお届け出印

の改印を除きます。)など申込事項に変更があったときは、その旨を当行にお申し出のうえ、当行所定の変更届その他の書類に必要事項を記入し、お届出印を押印のうえ、取引店に提出してください。

- 2 前項のお申し出があった場合は、当行は、住民票の写し、戸籍抄本、印鑑証明書その他必要と認める書類などをご提出または個人番号カードのご提示をいただくことがあります。
- 3 指定預金口座のお届出印を失ったときは、ただちに当行所定の手続きを行ってください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- 4 お客さまの届出事項に変更があった場合は、当行はその手続きが完了したのち、有価証券の振替または換金、契約の解約のご請求に応じさせていただきます。

(通知の効力)

第 56 条 お客さまのお届出住所あてに行った諸通知(第 4 章で定める報告書等を含みます。以下、同じ。)が、転居、不在その他当行の責に帰すことのできない事由により、延着し、または到達しなかった場合は、通常到達すべき時に到達したものととして取扱うことができます。

- 2 前項の規定する当行の責に帰すことのできない事由により諸通知が不着となった場合においては、当行は、それ以降になす諸通知について、お客さまが前条に定める届出事項変更を完了されるかまたは従来のお届出住所への到着が可能となったことを当行に連絡されるまで、当行に留め置くものとします。この場合においては、それらの諸通知は、通常発送すべき時期に発送し、通常到達すべき時に到着したものととして取扱うことができます。

(成年後見人等の届出)

第 57 条 成年後見制度に関する届出については、次の各号の規定に従うものとします。

- ①家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書類によって届出てください。また、お客さまの補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も、同様にお届けください。
- ②家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書類によって届出てください。
- ③すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、第 1 号から第 2 号と同様に届出てください。
- ④第 1 号から第 3 号の届出事項に取消し、または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。

(免責事項)

第 58 条 当行は、次の各号より生じた損害については、その責を負いません。

- ①第 55 条第 1 項および第 2 項による届出事項の変更もしくは第 57 条の成年後見人等の届出(以下この号において「変更等の届出」といいます。)を怠るかまたは変更等の届出が遅延したことにより生じた損害
- ②当行が当行所定の申込書に使用された印鑑をお届出印と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託の振替または換金、その他の取扱いをしたうえで、当該書類等について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③当行が当行所定の申込書に使用された印影をお届出印と相当の注意をもって照合し、相違があるため、有価証券の振替または換金、その他の取扱いをしなかった場合に生じた損害
- ④災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により、記録設備の故障等が発生したため、有価証券の振替または換金に直ちに応じられない場合に生じた損害
- ⑤前号の事由により、有価証券の記録が滅失等した場合または償還金等の指定預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥電信または郵便の誤謬、遅滞等またシステム、回線、コンピュータ等の機器の障害等当行の責に帰すことのできない事由により生じた損害
- ⑦インターネット投資信託サービスの利用に際して、その事由の如何を問わず、お客さまのログイン ID およびパスワードをお客さまが入力したか否かにかかわらず(第三者により入力された場合を含みます。)、あらかじめ当行に届出られているログイン ID およびパスワードと一致することにより行われた取引について生じた損害
- ⑧当行が第 59 条の規定に従いサービス等を停止もしくは制限した場合またはこの約款における各契約または取扱いを解約した場合に生じた損害

(取扱いの停止または解約)

第 59 条 この約款における各契約および取扱いは、次の各号のいずれかに該当したときに解約することができるものとします。

- ①お客さまから当行の定める方法で当行に解約のお申し出があった場合(融資等の契約に基づき有価証券に担保が設定されている場合を除きます。)
- ②お客さまから振替決済口座の解約のお申し出があったとき。
- ③お客さまの相続の開始があったことを当行が知ったとき。(この場合の相続手続きについては当行所定の方法によるものとします。)
- ④お客さまが、この約款の定め違反し、当行が是正を求めたにもかかわらず、お客さまが是正されないとき。
- ⑤お客さまの保護預り口座および振替決済口座において有価証券の残高がないまま、3年以上の期間を経過したとき。
- ⑥以下のイからハの条件を満たすとき。
 - イ. 有価証券の残高がないこと。
 - ロ. お客さまが第55条の届出事項の変更の届け出をされない場合において、当行からの諸通知が到着しなくなった日から起算して1年以上を経過していること。
 - ハ. 特定口座および非課税口座を開設していないこと。
- ⑦やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。

2 前項のほか、次の各号のいずれかに該当すると当行が判断し、お客さまとの取引を継続することが不適正である場合には、当行は証券取引を停止し、またはお客さまに通知することにより、証券取引に係る契約を解約することができるものとします。この場合、当行は前項に準じて、お客さまの有価証券については振替または換金の手続きを行います。なお、この契約の解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。また、この契約の解約によって生じた損害について、当行は責任を負いません。

- ①お客さまが当行との取引開始時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - イ. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ロ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ハ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ニ. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ホ. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つでも該当する行為をした場合
 - イ. 暴力的な要求行為
 - ロ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ニ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - ホ. その他イからニ に準ずる行為

(解約に伴う返還手続き)

第 60 条 この約款における各契約が解約されたときには、当行は、所定の方法により遅滞なくお客さまの振替有価証券および金銭をお客さまに返還いたします。

- 2** 第21条に定める振替有価証券については、お客さまの指定する口座管理機関等への振替を行います。お客さまの指定する口座管理機関等への振替ができない場合は、当該振替有価証券を換金し、所定の経費を差し引いた金銭を引き渡すことにより、返還に代えるものとします。
- 3** 金銭の返還については、お客さまの指定預金口座への入金により行います。この方法がとれない場合は、当行の判断により、現金書留、供託等の方法により返還するものといたします。

(米国税務当局への情報提供に係る同意)

第 61 条 米国政府および日本政府からの要請により、当行は、お客さまが外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) 上の報告対象として以下の①、②または③に該当する場合および該当する可能性があるとして当行が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客さまの情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客さまの当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

①米国における納税義務のある自然人、法人またはその他の組織

②米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人またはその他の組織

③FATCA の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条および 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

（合意管轄）

第 62 条 この約款に関するお客さまと当行との間の訴訟については、取引店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

（約款の変更）

第 63 条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときには、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以上

2020 年 4 月 1 日 改定